

## 藤沢市下水道地図情報システム選定に係る公募型プロポーザル実施要領

藤沢市下水道地図情報システム（以下「本システム」という。）は、下水道法第23条に定める下水道台帳を整備するほか、藤沢市下水道事業における各種情報の蓄積や、改築更新、地震対策事業等の各種事業に対応でき、また、下水道部内での情報共有や横断的な連携による事務の効率化や、藤沢市下水道事業の総合的な支援に資することを目的として導入しているものです。

本システムの運用業務委託期間満了に伴い、システム構築者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施します。

### 1 主旨

現在運用している「下水道台帳機能」をベースとした「下水道計画支援機能」、「排水設備管理機能」及び「浄化槽管理機能」とストックマネジメントの観点から「維持管理機能」の情報を一元化し、下水道部内での情報共有を図り、業務の効率化を目的として構築した「藤沢市下水道地図情報システム」のシステムの更新に伴い、さらなる事務の効率化を図るために工事等の予算要望から決算及び発注等に関する情報を一元管理し、発注時や資産管理に必要な帳票及び決算時に必要な下水道普及率表等を作成し出力できる機能として「工事台帳機能」を追加した、「藤沢市下水道地図情報システム」の構築を行うものです。

なお、本システムはパッケージを原則とし、導入にあたっては、価格のみによる競争では目的を達成することができないため、技術力及び事務処理に関する事業者の多様な提案を受けてシステム構築者を選定することができる公募型プロポーザル方式によるものとします。

### 2 事業概要

#### (1) 選定するシステムの名称

藤沢市下水道地図情報システム

#### (2) システムの概要

ア 藤沢市下水道地図情報システム 仕様書

イ 藤沢市下水道地図情報システム 要求機能書

ウ 藤沢市下水道地図情報システム 非機能要件

エ 藤沢市下水道地図情報システム データ要件

（以下、「仕様書等」という。）のとおりに

#### (3) システム構築期間

- ア 構築 契約締結日から2025年 1月31日 (金)
- イ 検証 2024年12月1日 (日) から2025年1月31日 (金)
- ウ 本運用 2025年2月1日 (土) から2030年1月31日 (木)

(4) システムの導入にかかる提案上限額

<参考> 5年間 (60ヶ月) 合計 154,515,180円 (税込)  
ただし、委託者は、翌年度以降の歳入歳出予算の該当金額について、減額又は削除があった場合は、契約を解除できるものとする。

3 プロポーザル参加資格要件

- (1) 神奈川県内に本社又は営業所等を有し、故障等の際に速やかに対応できる体制を整えられること。
- (2) 募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 指名停止を受けていないこと。
  - イ 過去10年間 (平成26年度～令和5年度) の個人情報等漏洩による市町村からの指名停止を受けていないこと。
  - ウ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律77号) 第3条又は第4条の規定に基づき神奈川県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (3) 「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格者名簿の一般委託の認定を受けていること。
- (4) 参加表明書の提出日において、民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく民事再生手続開始の申し立てをしていない者。
- (5) 参加表明書の提出日において、会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申し立てをしてない者。
- (6) プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の認証を取得していること。
- (7) 人口40万人以上 (システム導入時点) の市区町村に対して、当該下水道地図情報システムの導入実績 (導入中のものは本稼働に限る) があること。なお、提供可能な製品が新製品である場合は、当該新製品の前身である製品の導入実績も含めるものとする。

- (8) 提案書の提出を行うにあたり、他の事業者の協力を得ることも可とするが、その場合は、提案書等にその旨を明記すること。(システムや財務に関する部分を参加事業者以外の者が行う場合等。)

#### 4 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルに関するスケジュールは次表のとおりです。

内容	期間
ホームページでの公表期間	2024年(令和6年)5月31日(金)から 2024年(令和6年)6月13日(木)まで
参加表明書等の提出期間	2024年(令和6年)5月31日(金)から 2024年(令和6年)6月13日(木)午後5時まで ※参加資格の適否及びプレゼンテーションの日時については、6月20日(木)までに電子メールにより回答します。
質問書の提出期間	2024年(令和6年)5月31日(金)から 2024年(令和6年)6月13日(木)午後5時まで ※質問書に対する回答は、6月20日(木)までに電子メールにより回答します。
提案書等の提出期間	2024年(令和6年)6月27日(木)から 2024年(令和6年)7月11日(木)午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	2024年(令和6年)7月22日(月)及び 2024年(令和6年)7月23日(火)を予定
選考結果通知	2024年(令和6年)7月26日(金)以降を予定

#### 5 選考

##### (1) 選考委員会

藤沢市下水道地図情報システム選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、選考を行います。

##### (2) 選考委員会の構成

委員長1名、選考委員9名 計10名

##### (3) 選考方法

選考方法は、別添「評価基準の考え方」に基づき、選考委員会による選考を経て、次期システム導入業者として優先交渉を行う者を選定します。

見積書・提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる選考を行います。

## 6 各項目の事務手続き

### (1) 事務の受付及び実施

ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行います。

イ 受付時間等は平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までとします。

ウ プロポーザル内容等事前説明会については、行わないものとします。

### (2) 事務局

担当課 下水道部下水道総務課

担当 総務担当 小松、佐々木、中島

郵便番号 251-8601

住所 藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎5階

電話 0466-50-8246 (直通)

メールアドレス [fjl-gesui-so@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fjl-gesui-so@city.fujisawa.lg.jp)

電子メールの件名は「【〇〇宛】藤沢市下水道GIS」を必ず記載すること。

### (3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出してください。

なお、提出予定日の前日午後3時までに事務局へ電話し、提出時間の調整をしてください。

提出期限 2024年6月13日(木) 午後5時まで(必着)

提出先 事務局

提出方法 持参

提出書類

ア 参加表明書(第1号様式)

イ 会社概要書(第2号様式)

ウ 会社案内パンフレット等

エ プライバシーマーク及びISMSの認証の写し

オ「3 プロポーザル参加資格要件(8)」の規定を確認できる書類(契約書の写し等)1部

提出部数 1部、写し2部及び電子データ(CD-R等)1部

なお、電子データの提出については、CD-R等に保存しウイルスチェックを行ったものを提出すること。CD-R等には、「ウイルスチェック済み」「業務名」「企業名」が分かるラベル等を貼り付けること。なお、電子データの形式は、Microsoft Word、

Microsoft Excel 又は PDF を使用すること。PDF 化の際、紙媒体をスキャンするのではなく、必ず元の電子データから PDF 化すること。

(4) 質問の受付及び回答の実施

本実施要領、仕様書等に係る質問がある場合は、質問書を次のとおり提出してください。なお、電話等による質問は受け付けないものとします。

提出期限 2024年6月13日(木) 午後5時まで(必着)

提出先 事務局

提出方法 電子メール

(必ず送達確認のため事務局へ電話連絡してください。)

電子メールの件名は「【〇〇宛】藤沢市下水道GIS質問」を必ず記載すること。

提出書類 質問書(第3号様式) 1部

回答方法 2024年6月20日(木)までに、全ての参加表明者に対して電子メールにより質問に対する回答書(第4号様式)を送付及び藤沢市ホームページ上でも公表します。

(質問に対する回答書はPDF形式にて電子メールに添付します。)なお、回答に対する再質問は受け付けないものとします。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加申込者に対しては、「3 プロポーザル参加資格要件」に示す参加資格要件を満たしているかを確認し、参加資格確認結果通知書(第5号様式-1、第5号様式-2)により電子メールで通知するとともに、プレゼンテーションの日時もあわせて通知する。なお、電子メールによる通知を確認した場合、その旨電子メールを返信すること。

通知日 2024年6月20日(木)(予定)

(6) 見積書・提案書の提出

参加資格要件に適合し、事務局から通知を受けた者は、見積書、提案書を次のとおり提出してください。

なお、提出予定日の前日午後3時までに事務局へ電話し、提出時間の調整をしてください。

提出期限 2024年7月11日(木) 午後5時まで(必着)

提出先 事務局

提出方法 持参

提出書類 提出書類はア～サの順で1部毎にまとめて綴じること。

ア 提案書(第6号様式)

イ システム提案書

A4版縦（文字サイズ12.0pt以上）、両面左綴じ、表紙・目次を除きページ番号を下部中央へ付すこと、表紙・目次を除き含め40ページ以内とします。ただし、A3版（Z折）を使用する場合2ページとして取り扱うこととします。

ウ 業務実施体制調書（第7号様式）

エ 配置予定技術者の経歴調書（第8号様式—1）

オ 過去の業務実績（管理技術者）（第8号様式—1別紙）

カ 配置予定技術者の経歴調書（第8号様式—2）

キ 過去の業務実績（照査技術者）（第8号様式—2別紙）

ク 配置予定技術者の経歴調書（第8号様式—3）

ケ 過去の業務実績（主たる担当技術者）（第8号様式—3別紙）

コ 「藤沢市下水道地図情報システム要求機能書」（別紙3）にパッケージ対応範囲を記入したもの

サ 見積書（第9号様式）及び見積内訳書（第10号様式）

提出部数 1部、写し10部及び電子データ（CD-R等）1部

なお、電子データの提出については、CD-R等に保存しウイルスチェックを行ったものを提出すること。CD-R等には、「ウイルスチェック済み」「業務名」「企業名」が分かるラベル等を貼り付けること。なお、電子データの形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は PDF を使用すること。PDF化の際、紙媒体をスキャンするのではなく、必ず元の電子データからPDF化すること。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施します。

実施日 2024年7月22日（月）及び  
2024年7月23日（火）を予定

出席者 7名以内

企画提案のプレゼンテーションは原則、プロジェクト責任者が説明を行うものとします。ただし、質疑応答に関してはこの限りでないものとします。

プレゼンテーション出席者は、システム開発技術者及び今後の窓口となる担当者を含むこととします。

内容 準備 15分

デモンストレーション・プレゼンテーション 30分

ヒアリング 30分

片付け 10分

※プロジェクター、スクリーン、マイク、HDMIケーブルは、市で用意します。

※プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めませんが、デモ画面等、サービスのイメージを想起させる目的であれば、投影を認めます。

(8) 選考結果の通知

選考結果は、参加事業者に対して選考結果通知書（第11号様式-1、第11号様式-2、第11号様式-3）により郵送で通知及び藤沢市ホームページ上でも公表します。

通知日 2024年7月26日（金）以降を予定

(9) 参加辞退

本プロポーザルへの参加表明書を提出後、都合により参加を辞退する者は、辞退届（任意書式）を参加申込者より提出してください。

7 プロポーザルにおける提案事項

本プロポーザルの提案事項は次のとおりとします。システム提案書作成に当たっては「藤沢市下水道地図情報システム仕様書」（別紙2）に留意して提案をしてください。

(1) 提案基本項目

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施工程
- ウ システム概要
- エ システム機能
- オ システム機器
- カ データ移行
- キ 情報セキュリティ対策
- ク 保守サポート
- ケ 職員研修
- コ その他追加提案

8 見積書

見積書については、見積書（第9号様式）、見積内訳書（第10号様式）により次の項目を含めて記載をするものとします。

(1) 見積項目

- ア パッケージソフト費用
- イ 追加開発費用
- ウ 設定費用（システム）
- エ 設定費用（現行データ分）
- オ 設定費用（他システム搭載分）
- カ 設定費用（データ保有分）
- キ 設定費用（エクセルファイル分）
- ク 設定費用（紙媒体分）
- ケ データ移行費用（現行データ分）
- コ データ移行費用（他システム搭載分）
- サ 市販ソフトウェア費用
- シ ハードウェア費用
- ス 計画準備・資料収集費用
- セ システム動作確認費用
- ソ システム総合テスト費用
- タ 成果とりまとめ
- チ 運用保守費用
- ツ 追加開発分保守費用
- テ 市販ソフトウェア保守費用
- ト ハードウェア保守費用
- ナ その他経費

(2) 見積金額は5年間（60ヶ月）の総額（税込）とします。リース料率は、2.00%（5年間）を前提に算出してください。

(3) 見積金額が予算の上限を超えた参加事業者は失格とします。

(4) システム運用後は、データ入力業務等について、別途業務委託契約の締結を予定しています。内容や頻度については、その都度、検討を行ったうえでの発注となります。

9 優先交渉権者の決定について

(1) 選考において評価点の合計の最も高い者を、システムに係る優先交渉権者として協議に入ります。なお、参加者が1者であった場合、最低基準点（総合評価点の5割）以上でなければ優先交渉権者になりません。

- (2) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により、システム構築をできない等の場合は、委員会で評価された次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行うものとします。
- (3) 優先交渉権は、選考結果通知書（第11号様式-1）の送付により効力を発生させるものとします。

## 10 システムの導入について

優先交渉権者との協議の結果、藤沢市が正式に選定事業者として決定し、基本合意書の締結を行う。また、選定事業者のシステムを、下水道地図情報システムの導入システムと指定し、別途リース会社による賃貸借契約を締結するものとします。

### 11 参加者の失格事由

次のいずれかに該当したものは、失格とします。

- (1) 本プロポーザルの期間中に、「3 プロポーザル参加資格要件」で規定する応募資格を失った場合
- (2) 「2-(4) システムの導入にかかる予算の上限」で規定する上限額を超えて提案を行った場合
- (3) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合又は不備があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングに不参加の場合

### 12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しないものとします。
- (3) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならないものとします。
- (4) 当市が提供若しくは貸与した資料等は、本プロポーザル以外に使用することはできないものとします。
- (5) 提案書の提出は1者につき1案とします。
- (6) 提出された提案書の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、「藤沢市情報公開条例」等関連規定に基づく公開その他市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者の提案書類の全部又は一部を市が将来にわたって無償で使用することができるものとします。

- (7) 提出された提案書は、選考目的以外には参加事業者が無断で使用しないものとします。
- (8) 提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記してください（参加者とパッケージ提供業者が異なる場合等）。
- (9) プロポーザルに参加した者の名称等は公表しないものとします。
- (10) 選考に係る電話等による問い合わせには応じないものとします。
- (11) 選考に対する異議を申し立てることはできないものとします。
- (12) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (13) 提出書類の記載内容が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとします。
- (14) 発注者は、参加表明後に令和6年度に別途発注する下水道台帳作成業務委託の仕様書（以下「台帳仕様書」という。）について、参加事業者に対して意見照会を行います。この意見照会は、令和6年度別途委託にて納品される基図に基づき令和7年度に選定事業者が下水道台帳を整備することから、台帳仕様書の是非について、意見の照会を行うものです。

以 上

【 以 下 余 白 】